目次

第１章　総則 1
第１条（約款の適用） 1
第２条（約款の変更） 1
第３条（用語の定義） 1
第４条（基本サービスの内容） 2
第５条（提供区域） 2
第２章　契約の成立と変更 2
第６条（利用契約の単位と有効期間） 2
第７条（利用契約の申し込み） 2
第８条（利用契約の成立と利用開始日） 2
第９条（申し込みの承諾） 3
第 10 条（契約内容の変更） 3
第 11 条（名義変更） 3
第 12 条（権利譲渡等の禁止） 4
第 13 条（設置場所の変更） 4
第３章　基本サービス提供の停止等 4
第 14 条（加入者が行う基本サービス利用の一時停止） 4
第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止） 5
第 16 条（当社が行う基本サービス提供の休止） 5
第４章　利用契約の解除 5
第 17 条（加入者が行う利用契約の解約） 5
第 18 条（当社が行う利用契約の解除） 6
第５章　料金等 6
第 19 条（料金等） 6
第 20 条（加入者の支払い義務） 6
第 21 条（料金等の請求時期および支払期限等） 7
第 22 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法） 7
第 23 条（遅延損害金） 7
第６章　機器および施設 7
第 24 条（機器） 7
第 25 条（機器の故障） 8
第 26 条（施設の故障） 8
第 27 条（施設または機器の設置および費用負担） 8
第 28 条（施設または機器の移設および費用負担） 9
第 29 条（施設または機器の撤去および費用負担） 9
第 30 条（責任事項） 9

第 31 条（設置場所の無償使用） 9
第 32 条（便宜の供与） 9
第７章　オプションサービス 9
第 33 条（オプションサービスの申し込みおよび利用開始日） 9
第 34 条（オプションサービスの解約） 10
第 35 条（オプションサービスの停止） 10
第 36 条（オプションサービスの休止） 10
第 37 条（オプションサービスの廃止） 10
第８章　雑則 11
第 38 条（個人情報） 11
第 39 条（損害賠償の免責および特約事項） 11
第 40 条（機密情報） 11
第 41 条（機密保持義務） 12
第 42 条（再委託の禁止） 13
第 43 条（知的財産権） 13
第 44 条（反社会的勢力の排除） 13
第 45 条（基本サービスの廃止） 14
第 46 条（存続条項） 14
第 47 条（関連法令の遵守） 14
第 48 条（日本国国内法への準拠） 14
第 49 条（適用言語） 14
第 50 条（定めなき事項） 14
付則 14
●クレジットカード支払いに関する特約 16

イッツコム法人サービス契約約款

第１章　総則

第１条（約款の適用）

イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）および電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）ならびにその他法令に従うとともに、当社が定めるイッツコム法人サービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）および基本サービス利用契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）のそれぞれに基づき、第３条（用語の定義）に定める加入者に対し、第４条（基本サービスの内容）第１項に定める当社の各基本サービスを提供するものとします。

２．共通約款に定めのない事項については、各基本サービス約款の定めによるものとします。

３．共通約款の定める事項と各基本サービス約款に定める事項が異なる場合、または重複する場合、当社は加入者に対し、各基本サービス約款を優先して適用し、各基本サービスを提供するものとします。

第２条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく共通約款を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の共通約款によるものとします。

２．共通約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第３条（用語の定義）

共通約款においては使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	基本サービスの利用申し込みをする法人、または当社が認める個人
加入者	当社と利用契約を締結している法人
利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、基本サービスを利用する者
従業員等	加入者の役員、正規職員、正社員、非常勤職員、契約社員、派遣社員、臨時職員、パートおよびアルバイト
第三者	当社、加入者または従業員等のいずれにも属さない者
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
建物基本契約等	当社と建物代表者との基本契約、もしくは建物利用に関する協定書
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
加入者回線等	加入者回線および加入者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社が必要に応じ設置する電気通信設備
本施設	基本サービスを提供するために必要となる施設
当社の施設	各基本サービス約款に定める「当社施設」
加入者の施設	各基本サービス約款に定める「加入者施設」
機器	各基本サービス約款に定める「機器」
料金等	サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきイッツコム法人サービス料金表に定める対価等
開示者	基本サービスに関連して機密情報を提供する当事者
被開示者	基本サービスに関連して機密情報の提供を受ける、もしくは知得する当事者
機密情報	基本サービスに関連して開示者の親会社・関連会社、もしくは開示者の顧客の技術上、営業上その他のあらゆる非開示情報であって、機密

用語	用語の意味
	である旨の表示によりまたは開示の状況もしくは情報自体の性質により機密として保持すべきであると合理的に解すべき情報
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第４条（基本サービスの内容）

当社は、加入者が基本サービスの利用契約を締結することにより、下記に定めるサービスを提供するものとします。基本サービスを利用する場合、共通約款と基本サービス約款をあわせて定めるものとします。

（１） イッツコム光接続サービス契約約款に定める「イッツコム光接続サービス」

（２） イッツコム ＳＩＭ（法人）契約約款に定める「イッツコム ＳＩＭ」

２．契約できる「サービス品目」および「オプションサービス種目」は、基本サービス約款に別に定めるものとします。

第５条（提供区域）

当社は、基本サービス約款に定める区域において基本サービスを提供するものとします。

第２章　契約の成立と変更

第６条（利用契約の単位と有効期間）

利用契約の締結の単位は、基本サービス毎に基本サービス約款に別に定めるものとします。

２．当社との基本サービスの契約締結は、１件の利用契約につき１法人に限ります。

３．利用契約の有効期間は、第８条（利用契約の成立と利用開始日）第２項に定める利用開始日の属する月から 12 ヵ月間を経過した月の末日までとします。ただし、契約期間満了の１ヵ月前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12 ヵ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

４．前項の規定にかかわらず、各サービスの有効期間については、基本サービス約款に別に定めるものとします。

第７条（利用契約の申し込み）

申込者は、共通約款および基本サービス約款に同意のうえ、当社所定の方法により、必要事項を当社に通知するものとします。

２．当社は前項に加えて、「イッツコム ＳＩＭ」の申込者および利用者に対し、申込者の本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）（平成 17 年法律第 31 号）第９条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の申込者を特定する情報の確認を行うことをいいます。）書類の提出を求めることがあるものとします。

３．申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地を当社に通知するものとします。

第８条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、基本サービスの申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

２．前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。

３．利用契約成立後、基本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。

なお、基本サービスの利用に、機器等の設置や設備および回線等の工事が必要なサービスは、設置および工事が完了した日とします。また、基本サービスの利用にＳＩＭカードまたは端末等が必要なサービスは、その引き渡しもしくは発送が行われた日とします。ただし、「イッツコム ＳＩＭ」の音声プランは、番号ポータビリティで申し込みをする場合に限り、加入者から当社に開通依頼の請求があった日とします。加入者からの請求がない場合は、当社が指定した日とします。

４．第 10 条（契約内容の変更）の規定により特定のサービス品目または機器等が変更または追加されたとき、また第 25 条（機器の故障）の規定により機器が交換されたときは、当該サービス品目および機器等が設置された日を利用開始日と定めます。

第９条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号いずれかに該当すると判断した場合には、基本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

（１）申込者が料金等、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
（２）申込者が共通約款および基本サービス約款に違反するおそれがある場合
（３）申し込み内容に虚偽があった場合
（４）基本サービスの提供が著しく困難である場合
（５）申込者もしくは申込者と同一法人や同一世帯とみなせる者がこれまでに当社との利用契約において、契約上必要な支払い義務を怠ったことにより契約を解除されたことがあり、かつ当社指定の支払方法に応じられない場合
（６）当社が第７条（利用契約の申し込み）第２項に基づく書類の提出を求めたにもかかわらず、申込者がその書類の提出を拒んだ場合
（７）その他、契約締結が不適切である、あるいは、基本サービスの提供に関わる事業者がその契約の申し込みを承諾しない場合

２．申込者が個人のとき、当社は第７条（利用契約の申し込み）に定める内容に加えて、別途条件を通知する場合があるものとします。その場合、申込者は当社の定める書類を当社に提出するものとします。

３．前二項の規定により、当社が基本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

第 10 条（契約内容の変更）

加入者は、基本サービスおよびサービス品目の変更または追加を請求することができます。この場合、加入者は希望日の１ヵ月前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。

２．加入者は、複数の基本サービス、サービス品目および機器等を利用している場合、毎月月末付にて一部を解約することができます。この場合、加入者は変更希望日の 10 日前までに当社所定の方法より当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。

３．第１項における契約変更日については、第８条（利用契約の成立と利用開始日）を準用するものとします。

４．前三項における変更の承諾については、前条（申し込みの承諾）を準用するものとします。

５．加入者は、当社に届け出た住所、電話番号、料金等支払方法などの変更がある場合には、当社所定の方法により事前に届け出るものとします。

６．「イッツコム ＳＩＭ」の加入者は、利用者が変更となる場合、当社にその旨を通知するものとします。

第 11 条（名義変更）

加入者は、契約名義を変更することはできないものとします。ただし、次の各号いずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合は、この限りではありません。

（１）加入者の改称
（２）承継
（３）譲渡
２．前項第２号または第３号の場合は、新加入者が旧加入者の未払金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
３．加入者は契約名義の変更を希望する場合、変更希望日の１ヵ月前までに当社所定の書類により当社に届け出るものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。なお、当社は、加入者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求める場合があります。
４．新加入者は、旧加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第 12 条（権利譲渡等の禁止）
加入者は、前条（名義変更）による場合を除き、利用契約により生じた権利義務の全部または一部を第三者に承継、譲渡、質入れ、貸与等をすることはできないものとします。

第 13 条（設置場所の変更）
加入者は、機器、加入者の施設、および当社の施設のうちの当社が特に認める施設についての設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は希望日の１ヵ月前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
２．当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
（１）加入者が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
（２）当該変更により、基本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
３．加入者は、本施設および機器の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。
４．当社が定めた要件を満たす加入者については、機器の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

第３章　基本サービス提供の停止等

第 14 条（加入者が行う基本サービス利用の一時停止）
加入者が基本サービス利用の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当該サービス利用の一時停止希望日の１ヵ月前までに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。
２．基本サービス利用の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長 12 ヵ月間とします。申し出た期間もしくは最長期間が満了した場合は、加入者は一時停止開始日時点のサービス品目で基本サービスの利用を速やかに再開するものとします。
３．前項において基本サービスの提供が再開した場合、当社が特に認める場合を除き、再開された後 12 ヵ月以内に再度一時停止を申し出ることはできないものとします。
４．当社は、基本サービス利用の一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による精算は行わないものとします。
５．当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。
６．「イッツコム ＳＩＭ」において、加入者がＳＩＭカードの盗難・紛失その他の事由により基

本サービス提供の一時中断およびその解除を希望する場合には、当社所定の方法により行うものとします。一時中断およびその解除の手続きは、請求を受けてから一定期間後に完了します。なお、加入者は、一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします。また、当該一時中断の請求後、手続き完了までに生じた料金等は、加入者による利用であるか否かに関わらず、加入者の負担とします。

第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号いずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

（１）第 20 条（加入者の支払い義務）に規定する基本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合

（２）当社に虚偽の届け出をしたことが判明した場合

（３）その他、加入者が共通約款および基本サービス約款に違反する等、当社が基本サービスの提供を不適当と判断した場合

２．当社は前項の規定により、基本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

３．本条に定める停止の条件に加えて、基本サービス約款に別に条件を定める場合があるものとします。

第 16 条（当社が行う基本サービス提供の休止）

当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

（１）本施設の保守上または工事上やむを得ない場合

（２）本施設に障害が生じた場合

（３）天災地変または疫病の流行が発生した場合

（４）放送衛星、通信衛星の機能停止

（５）当社以外の基本サービスの提供に関わる事業者がサービスの提供を中止することにより、基本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合

（６）その他の事由により、基本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

２．当社は、前項の規定により基本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

３．本条に定める休止の条件に加えて、基本サービス約款に別に条件を定める場合があるものとします。

第４章　利用契約の解除

第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）

第６条（利用契約の単位と有効期間）の規定にかかわらず、加入者は毎月末日付にて利用契約を解約することができるものとします。この場合、加入者は解約希望日の１ヵ月前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。

２．前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を基本サービスの利用終了日と定めます。

３．当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きにかかる手続きを簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

第 18 条（当社が行う利用契約の解除）

第６条（利用契約の単位と有効期間）の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合には、当社は利用契約を解除することができるものとします。

（１）第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第１項および第 35 条（オプションサービスの停止）第１項の規定により、基本サービスおよび特定のオプションサービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合

（２）設置環境が整っておらず、当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合

（３）電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、当社の施設の変更を余儀なくされ、かつ当社の施設の代替構築が困難な場合

（４）加入者が基本サービスを利用している建物において、建物基本契約等が解約された場合

（５）当社が加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったとき

（６）その他当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合

２．当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上支障をおよぼすと認められるときは、基本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。

３．当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

４．第１項および第２項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を基本サービスの提供終了日と定めます。

第５章　料金等

第 19 条（料金等）

料金等は、基本サービス約款またはイッツコム法人サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定める通りとします。

２．加入者は、基本サービス約款または料金表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求するものとします。

３．当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の１ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

第 20 条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を次の起算日に当社に支払う義務を負うものとします。

項目名	起算日
月額利用料	当該契約の利用開始日
契約事務手数料	当該契約の利用開始日
再発行手数料	当該契約の利用開始日
解約料金	当該契約の解約日
機器購入費	当該契約の機器を購入、または設置が完了した日
機器損害金	当該契約の機器の破損、紛失または返還しないことが確認された日
工事費	当該施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日
端末修理費	当該機器の修理、または設置が完了した日
その他料金等	当社が定める日

２．第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）の規定により、当社が基本サービスの提供の停止を行った場合における当該停止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
３．前項の規定にかかわらず、「イッツコム ＳＩＭ」においては、加入者がＳＩＭカードの盗難・紛失その他の事由により基本サービス提供の一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします。
４．第 16 条（当社が行う基本サービス提供の休止）の規定により、当社が基本サービスの提供の休止を行った場合における当該休止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、基本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続したときは、当社は、対象となる加入者に対し第 39 条（損害賠償の免責および特約事項）第２項および第３項に基づく対応を行うものとします。

第 21 条（料金等の請求時期および支払期限等）
当社は、利用契約の成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
２．前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
３．加入者は、第１項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第 22 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）
第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第１項、第３項、第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第１項、第２項および第 34 条（オプションサービスの解約）第１項の規定により、月の途中で利用契約およびオプションサービス利用契約が解除されたときは、料金等は、第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第２項および第 34 条（オプションサービスの解約）第２項、第３項に定める利用終了日、および第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第４項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
２．共通約款または基本サービス約款に定める最低利用期間内に解約・解除等により利用契約を終了した場合、サービス費用の額は、最低利用期間に対応する月額利用料とし、加入者は、当社が定める期限までに、最低利用期間中の残余期間に相当する額を一括して支払う義務を負うものとします。

第 23 条（遅延損害金）
加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第６章　機器および施設

第 24 条（機器）
加入者は、料金表に定めるレンタル料を支払うことで当社より機器の貸与を受けることができます。ただし、サービスにより提供条件がある場合、基本サービス約款の定めによるものとします。
２．利用するサービスで機器を購入することができる場合、加入者は、料金表に定める機器購入費を支払うことで当社より機器を購入することができます。この場合、第 20 条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払いが完了されたときに、加入者に所有権が移るものとします。なお、機器の保証期間は、各サービスの基本サービス約款に別に定めるものとします。

３．第１項において、第 10 条（契約内容の変更）第４項に定める契約変更日、第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第２項に定める利用終了日および第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第４項に定める提供終了日に、加入者は、当社に機器を返還するものとします。
４．加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
５．加入者は、当社が提供する専用機器以外の機器を使用して基本サービスを利用することはできません。なお、譲渡された機器について当社は一切保証しないものとします。
６．当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する機器を変更する場合があります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。
７．加入者が故意または過失により貸与を受けた機器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、加入者は、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第 25 条（機器の故障）
加入者は、機器に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
２．当社より貸与を受ける機器もしくは購入した機器の保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。
３．前項の規定に関わらず、加入者が機器を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社から購入した機器を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。
４．前各項において、加入者は、機器に取り込まれたデータまたは設定内容が消去されることがあることをあらかじめ了承するものとします。
５．「イッツコム ＳＩＭ」については、本条は適用しないものとします。

第 26 条（施設の故障）
基本サービスに異常が生じた場合、機器または各基本サービス約款に定める加入者端末設備に異常がないことを確認のうえ、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の施設および加入者の施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、機器または加入者端末設備に起因する異常については、この限りではありません。
２．当社は、以下に場合において、前項に定める当社の対応を延期する場合があります。
（１）電気通信事業法および施行規則第 55 条および第 56 条の規定に従った順序で電気通信設備を修理または復旧する場合
（２）天災地変または疫病の流行が発生した場合
（３）加入者が共通約款および基本サービス約款に違反する等、当社が基本サービスの提供を不適当と判断した場合
（４）前項に基づく当社への通知が輻輳した場合
（５）その他、緊急またはやむを得ない理由により対応が困難と判断した場合
３．第１項の調査の結果、異常、故障が加入者の責めに帰す事由であった場合、または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

第 27 条（施設または機器の設置および費用負担）
当社は当社の施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者の施設以降の当社の施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。
２．加入者は加入者の施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
３．前項において加入者の施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は、当該工事に要し

た費用を当社に支払うものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より 12 ヵ月間とします。
４．機器の設置工事は当社が行うものとし、加入者は、機器の設置工事に要する費用を負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より 12 ヵ月間とします。
５．前四項において、加入者は、加入者の各種変更の希望により、当社の施設、加入者の施設または機器の工事を要する場合には、当該費用を負担するものとします。

第 28 条（施設または機器の移設および費用負担）
当社が、第 13 条（設置場所の変更）第１項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設および機器を移設します。この場合、加入者は当社の施設および加入者の施設の移設に要する費用を負担するものとします。
２．移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物および電力等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い当社の施設もあわせて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第 29 条（施設または機器の撤去および費用負担）
第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第１項、第３項および第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第１項、第２項の規定により利用契約が終了した場合、当社の施設および機器を撤去します。この場合、加入者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。
２．撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い当社の施設もあわせて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第 30 条（責任事項）
当社は当社の施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は、当社の施設の維持管理の必要上、第 16 条（当社が行う基本サービス提供の休止）第１項の規定により、当社のサービス提供が休止することがあることを了承するものとします。

第 31 条（設置場所の無償使用）
当社は、本施設および機器を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物、家財、業務用の設備、什器および電力等設置するために必要な場所や物を無償で使用できるものとします。
２．加入者は、利用契約の締結において、地主、家主およびその他の人と利害関係が一致する場合には、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第 32 条（便宜の供与）
加入者は、当社または特定事業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第７章　オプションサービス

第 33 条（オプションサービスの申し込みおよび利用開始日）
加入者は、基本サービス約款に定める条件により、オプションサービスを申し込むことができるものとします。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の１ヵ月前までに当社に申し込むものとします。ただし、第７条（利用契約の申し込み）第１項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込

む場合は、この限りではありません。
２．加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。また、加入者の利用するサービス品目により、特定のオプションサービス種目を申し込みできない場合があります。なお、申し込みの条件については、基本サービス約款に定める通りとします。
３．当社は、第９条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第１項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
４．第１項において、当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した場合、および、第７条（利用契約の申し込み）第１項の規定により、加入者がサービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、第８条（利用契約の成立と利用開始日）第３項に規定する基本サービスの利用開始日を当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

第 34 条（オプションサービスの解約）
オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の１ヵ月前までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。
２．前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該オプションサービス解約日として取り扱います。また、当該オプションサービス解約日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
３．第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第１項および第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第１項、第２項の規定により基本サービスが終了した場合、前項の規定にかかわらず、基本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものとして取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

第 35 条（オプションサービスの停止）
当社は、加入者が第 14 条（加入者が行う基本サービス利用の一時停止）第１項、第２項および第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第１項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止または解除することがあります。なお、加入者の希望によるオプションサービスのみの停止を行うことはできません。
２．当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 36 条（オプションサービスの休止）
当社は、第 16 条（当社が行う基本サービス提供の休止）第１項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を休止することがあります。
２．当社は、前項の規定により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 37 条（オプションサービスの廃止）
当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、オプションサービスを廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更、もしくは利用契約を解除するものとし、この日を当該オプションサービスの提供終了日と定めます。

２．当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、廃止する日の３ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第８章　雑則

第 38 条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

２．加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 39 条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）、第 16 条（当社が行う基本サービス提供の休止）、第 45 条（基本サービスの廃止）の規定により、基本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

２．当社が、当社の責めに帰すべき事由により、加入者に対し基本サービスを提供しなかった場合、加入者が、本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻（以下「障害発生時刻」といいます。）から起算して、連続して 240 時間以上基本サービスが全く利用できなかったときに限り、加入者に生じた損害等を賠償するものとします。ただし、当社は、利用者に対しては、一切責任を負わないものとします。

３．前項の規定に基づき当社が損害等の賠償をする場合において、当社は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当該損害発生の直接の原因となった障害等発生日を含む月における当該基本サービスの月額利用料 1 ヵ月相当額を上限として、その損害等を賠償するものとします。

４．第 11 条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

５．加入者が、基本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

６．加入者は、共通約款または基本サービス約款に違反し、当社または第三者に損害を与えた場合、当社または第三者が被った被害について賠償義務（弁護士費用を含みます。）を負うものとします。

７．第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）および第 18 条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。

８．当社は、基本サービスの提供にあたり必要な範囲において機密情報を開示または提供するものとし、当社は当該開示の義務を負わないものとします。

９．当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

10．本条に定める条件に加えて、それぞれの基本サービスに関する事項は、基本サービス約款に別に定めるものとします。

第 40 条（機密情報）

利用契約において、当社が加入者に開示する際に秘密である旨を表示した以下のいずれかに該

当する情報を「機密情報」と定めるものとします。
（１）当社の顧客に関する情報、当社の業務に関する営業上、経理上、技術上、マーケティング上その他の非公開情報ならびにデータ
（２）個人情報保護法に定める個人情報または個人データ
（３）全各号以外で当社が個別に機密情報であると指定した情報、資料およびデータ
（４）全各号に定める機密情報の開示を受けた事実および当該機密情報の存在の有無に関する情報
２．前項に定める機密情報について、秘密である旨を表示して開示することが困難な場合、当社は、加入者に対し、開示時に秘密である旨の指定をしたうえで、当該開示日より 30 日以内に書面により当該内容を通知するものとします。
３．次の各号に該当し、かつその事実が加入者により立証された情報については、第１項の機密情報から除外するものとします。
（１）開示時において、すでに加入者が適正に入手し保有していた情報
（２）開示時において、すでに公知となっていた情報
（３）開示後に、加入者の責めによることなく公知となった情報
（４）正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課されることなく、適正に取得した情報
（５）当社から開示または提供された情報とは無関係に加入者において独自に開発または創出した情報
４．加入者は、法令、行政機関または司法機関等の要請に基づき機密情報を開示または提供する場合、当該要請に基づく目的および範囲内に限り当該機密情報を開示するものとします。なお、加入者は、かかる要請を受けた事実に関し、直ちに当社に通知するものとします。
５．当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
６．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第１項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
７．当社は、第１項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。
８．本条の規定は、共通約款および基本サービス約款に基づく契約が終了した後、３年間存続するものとします。ただし、第１項第２号に定める個人情報または個人データについては、有効期間を定めず永続的に開示または提供してはならないものとします。
９．前八項の規定にかかわらず、本条の規定について、加入者と当社の間に別途取り決めた契約がある場合には、そちらを優先するものとします。

第 41 条（機密保持義務）
加入者は、機密情報を基本サービス利用の目的においてのみ使用するものとし、利用契約の目的以外に使用してはならないものとします。
２．加入者は、機密情報を当社の施設および本施設（加入者の事務所を含みます。）において使用するものとし、当社による事前の書面による承諾がない限り、当該施設以外における持ち出しおよび使用を禁じるものとします。
３．加入者は、機密情報の取り扱いについて、漏洩、滅失または毀損（以下「漏洩等」といいます。）および不正アクセスを防止するべく必要かつ適切な措置を講じるものとし、善良な管理者の注意をもって厳重に当該機密情報の管理および保管に努めるものとします。
４．加入者は、機密情報の全部または一部を複製してはならないものとします。ただし、当社による事前の書面による承諾がある場合は、この限りではありません。
５．加入者は、当社より開示または提供された機密情報の所有権等を当社が所有することを確認し、当該機密情報に関して、一切の権利等を主張しないものとします。
６．加入者は、基本サービスを利用するにあたり、従業員等のうち最低限必要とされる者に対し

てのみ機密情報を開示または提供できるものとし、第三者に対して当社による事前の書面による承諾なしに機密情報の全部または一部を開示または提供してはならないものとします。なお、加入者は、当該従業員等に対して、本契約の遵守につき一切の責任を負うものとし、当該従業員等が退職した場合も同様とします。

７．当社は、必要に応じて、機密情報の管理状況について加入者に報告を求めることができるものとし、当社が機密情報の管理状況を監査する必要があると判断した場合は、加入者は、これに協力をしなければならないものとします。

８．前項による報告または監査の結果、加入者の機密情報の管理状況が適当ではないと当社が判断した場合、当社は、加入者に対し、当該機密情報の管理を改善するよう請求することができるものとし、加入者はこれに誠実に対処するものとします。

９．加入者は、機密情報の漏洩等が発生した場合、またはそのおそれがある場合、直ちに当社に対し当該漏洩等に係る事実関係を通知するものとし、当社の指示に従い、原因究明に努め、必要かつ適切な措置を講じるものとします。

10．加入者は、当社からの要請、利用契約に定める機密情報に係る使用目的の終了、または利用契約の終了に際して、当社に対し直ちに一切の機密情報を返却または破棄するものとします。なお、第４項但し書きに従い複製を行った場合は、機密情報に基づき作成されたノート、メモ、磁気媒体等一切の複製物についても同様とします。

11．加入者は、前項の定めにより機密情報を破棄した場合、当該破棄に係る事実を証明する書面を当社に提出するものとします。

12．本条の規定は、共通約款および基本サービス約款に基づく契約が終了した後、３年間存続するものとします。

13．前十二項の規定にかかわらず、本条の規定について、加入者と当社の間に別途取り決めた契約がある場合には、そちらを優先するものとします。

第 42 条（再委託の禁止）

加入者は、利用契約に定める権利義務の全部または一部を第三者に委託してはならないものとします。ただし、当社による事前の書面による承諾がある場合は、この限りではありません。

２．加入者は、前項但し書きに従い権利義務の全部または一部を第三者に再委託をする場合、当該第三者に対し当該機密情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うものとします。なお、加入者は、当該第三者の責任についても、本契約における自己と同等の義務を負うものとし、当該第三者が本契約上の義務に違反した場合は、加入者がその責任を負うものとします。

第 43 条（知的財産権）

当社による加入者への機密情報の開示または提供は、事前の書面による承諾がない限り、当該機密情報に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含みます。）およびその他の知的財産権（以下まとめて「知的財産権」といいます。）に関する出願、登録および実施等の権利を加入者に対して許諾するものではなく、当該機密情報に係る知的財産権は、一切当社に留保されるものとします。

２．加入者が当社から開示または提供を受けた機密情報に基づき知的財産権の対象物を成した場合、加入者は、当社に対して、当該対象物を成した旨を速やかに書面で通知し、当該対象物の所有権、知的財産権およびその他の一切の権利を当社に帰属させるものとします。なお、当該対象物が著作権法第２条第１項第１号に定める著作物に該当する場合は、加入者は、著作者人格権について、これを行使しないものとします。

第 44 条（反社会的勢力の排除）

加入者および当社は、相手方に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを

表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
２．加入者および当社は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができるものとします。
３．加入者または当社が、前項の規定により、利用契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責を負いません。
４．第２項の規定により加入者または当社が利用契約を解除した場合において、相手方は解除者に生じた損害について賠償する責を負います。
５．本条の規定について、加入者と当社の間に別途取り決めた契約がある場合には、そちらを優先するものとします。

第 45 条（基本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により基本サービスを廃止することができるものとします。この場合、基本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を基本サービスの提供終了日と定めます。
２．当社は、都合によりサービスの一部を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第 10 条（契約内容の変更）第１項の規定に基づき、別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、利用契約を解除するものとします。
３．当社は、前二項の場合には、加入者に対し基本サービスおよび特定のサービス品目を廃止する日の３ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

第 46 条（存続条項）
利用契約の終了後といえども、第 39 条（損害賠償の免責および特約事項）第６項、第 40 条（機密情報）、第 42 条（再委託の禁止）、第 43 条（知的財産権）、第 47 条（関連法令の遵守）、第 48 条（日本国国内法への準拠）、第 49 条（適用言語）、第 50 条（定めなき事項）および本条は継続して効力を有するものとします。

第 47 条（関連法令の遵守）
当社は、共通約款および基本サービス約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 48 条（日本国国内法への準拠）
共通約款および基本サービス約款は日本国国内法に準拠し、それに従い解釈されるものとします。また、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 49 条（適用言語）
共通約款および基本サービス約款は、日本語版を正本とし、他の言語により作成された内容が異なるものがある場合は、日本語版を有効なものとします。

第 50 条（定めなき事項）
共通約款および基本サービス約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

付則
（１）当社は特に必要があるときには、共通約款に特約を付することができるものとします。
（２）加入者の施設の技術仕様、または建物基本契約等の定めによって、特定のサービスの申し込みができない場合があります。

（３）第 19 条（料金等）の定めにかかわらず、基本サービスの加入促進を目的として、料金等の一部を減額する場合があります。
（４）共通約款は、2026 年４月１日より施行します。

●クレジットカード支払いに関する特約

１．加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。

２．加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。

３．加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

４．当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。